

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：私立学校振興費

事業名 私立高等学校等奨学給付金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

子ども・女性部 私学振興課 私学助成係

電話番号：058-272-1111(内3032)

E-mail：c11151@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 277,858 千円 (前年度予算額：178,567 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	178,567	59,522	0	0	0	0	0	0	119,045
要求額	277,858	138,929	0	0	0	0	0	0	138,929
決定額	277,858	138,929	0	0	0	0	0	0	138,929

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

- ・平成26年度から、高等学校等生徒の授業料以外の教育費負担の軽減を目的として、低所得の世帯を対象とした「奨学のための給付金」制度が創設された。全国都道府県において一律単価でほぼ同じ基準で実施。
- ・全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低中所得世帯の生徒に対して奨学給付金を支給する（国庫補助率1/2）。

(2) 事業内容

- ・平成26年4月以降に就学支援金支給対象校へ入学する者のうち、生活保護受給世帯、非課税世帯及び家計急変により非課税相当と認められる世帯に対し、教科書費、教材費、学用品費、修学旅行費等相当額として、奨学給付金を支給する。
- ・令和6年度より、非課税（相当）世帯で「着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合」には通常単価に加算し、支給することとした。
- ・令和7年度より、専攻科の生徒で、所得割額の合算額が105,500円未満世帯又は105,500円以上264,500円未満かつ多子世帯についても対象とした。
- ・令和8年度より、給付対象世帯を年収約270万円以上約490万円未満世帯（就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒については年収約270万円未満世帯）へ拡充する。

(3) 県負担・補助率の考え方

【補助率】： 県 1/2 国 1/2

3 事業費の積算 内訳

○世帯区分及び支給額

1	生活保護世帯	52,600円
2	非課税世帯（通信制・専攻科以外）	152,000円
3	非課税世帯（通信制・専攻科）	52,100円
4	年収約380万円未満世帯（通信制・専攻科以外）	50,670円
5	年収約380万円未満世帯（通信制・専攻科）	17,370円
6	年収約490万円未満世帯（通信制・専攻科以外）	38,000円
7	年収約490万円未満世帯（通信制・専攻科）	13,030円

事業内容	金額	事業内容の詳細
扶助費	277,858	私立高等学校等奨学給付金
合計	277,858	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

文部科学省の高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱により、都道府県が実施する奨学給付金制度の仕組みが決められた。

（2）後年度の財政負担

文部科学省の高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱により、1/2の負担となっており、全国都道府県も同負担となっている。

（3）事業主体及びその妥当性

事業主体は、県が行うこととされている。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

高等学校等生徒の授業料以外の教育費負担の軽減を目的として、特に低所得の世帯を対象とした事業として創設。低中所得世帯の生徒が金銭的な不利がなく教育を受けられるような環境整備に努める。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						

○指標を設定することができない場合の理由

低中所得者に対する修学支援であり、支給要件が国で定められており数値目標の設定ができない

（これまでの取組内容と成果）

令和 4 年度	対象となる学校へ周知し、対象者に対して給付金を支給。 高等学校等生徒の授業料以外の教育費負担の軽減が図られた。
令和 5 年度	対象となる学校へ周知し、対象者に対して給付金を支給。 高等学校等生徒の授業料以外の教育費負担の軽減が図られた。
令和 6 年度	対象となる学校へ周知し、対象者に対して給付金を支給。 高等学校等生徒の授業料以外の教育費負担の軽減が図られた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない</small></p>	
(評価) 3	<p>低中所得の世帯における高等学校等の授業料以外に必要な教育費負担の軽減を目的とした事業。就学支援金等と同時に実施することにより生徒の経済的負担軽減の効果は大きく、必要性が高い。</p>
<p>・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3 : 期待以上の成果あり 2 : 期待どおりの成果あり 1 : 期待どおりの成果が得られていない 0 : ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 2	<p>授業料以外に必要な経費に対する生徒の経済的負担軽減が図られている。</p>
<p>・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている</small></p>	
(評価) 1	<p>県内高等学校等だけでなく県外校に通学する生徒も対象となっており、対象生徒の把握及び周知が極めて困難であるうえ、就学支援金及び授業料軽減補助金との制度上の相違と個々に重複する添付書類等の整理が煩雑であり、国の制度設計上の改善の余地がある。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 県内高等学校等だけでなく県外校に通学する生徒も対象となっており、対象生徒の把握及び周知が極めて困難であるうえ、就学支援金との制度上の相違と個々に重複する添付書類等の整理が煩雑であり、国の制度設計上の改善の余地がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 国の制度変更に伴って岐阜県私立高等学校等奨学給付金支給要綱を改正し、各私立学校や保護者の意見を踏まえて実施する。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	